

自然再生推進会議 令和元年度第 1 回 議事概要

＜日時＞

令和元年 12 月 3 日（火） 10：30～11：00

＜場所＞

農林水産省第 3 特別会議室

＜出席者＞

農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官（代理：環境政策室長）
農林水産省農村振興局長（代理：整備部農地資源課事業推進企画官）
農林水産省林野庁次長（代理：森林整備部計画課長）
農林水産省水産庁次長（代理：漁港漁場整備部計画課長）
国土交通省総合政策局長（代理：環境政策課課長補佐）
国土交通省都市局長（代理：公園緑地・景観課緑地環境室長）
国土交通省水管理・国土保全局長（代理：河川環境課長）
国土交通省港湾局長（代理：海洋・環境課長）
文部科学省総合教育政策局長（代理：男女共同参画共生社会学習・安全課長）
環境省自然環境局自然環境計画課長

＜議事＞

会議は公開で行われた。（一般傍聴者 3 名）

資料 1 について、各省の組織名称が変更されたことに伴い、自然再生推進会議の設置に関する名称変更の改正を行い、令和元年11月28日付で施行したことが確認された。

議題 1 自然再生基本方針の見直しについて

事務局（環境省）より、資料 2、3、4、5 及び参考資料 1 により自然再生基本方針の見直しについて説明し、事務局の案のとおり今後の手続きを進めていくことので了承された。

議題２ その他（今後の自然再生の推進に向けて）

事務局より参考資料２により、現在の自然再生協議会の設立状況や取組状況について説明を行い、今後の自然再生の推進に向けた意見交換を行った。

出席者からの意見は以下のとおり。

（農林水産省大臣官房）

自然再生専門家会議において有識者より、「生態系ネットワークにおいて河川と農地のつながりは重要で、３省連携の取組が重要である。」とのご指摘を頂いている。今回の自然再生基本方針の見直しにおいて、生態系ネットワークの形成に当たって、関係機関による連携が重要である旨が明記されていることから、農林水産省としても、国土交通省、環境省と積極的に連携し、自然再生の推進を図ってまいりたい。

（農林水産省農村振興局）

農村振興局では、これまでも農業・農村の多面的機能の発揮に関する取組を行ってきており、農家や地域住民による保全活動に取り組んできたところ。今後も農地や農業用水路といった農村の二次的自然の保全や景観の保全に向けた取組を進めていくところであり、農村地域における小さな自然再生や地域コミュニティの再生などに関連する施策や事例の情報発信に努めてまいりたい。

（農林水産省林野庁）

林野庁では、平成28年度に策定した森林・林業基本計画に基づき、森林の持つ多面的機能の発揮と林業の持続的な発展に向けた施策に取り組んでいるところであり、近年重要性の増している森林の有する生物多様性の保全等に引き続き積極的に取り組んでまいりたい。また、全国26の自然再生協議会のうち、国有林が関係している釧路湿原など7つの協議会に参加しており、引き続き、自然再生の推進に貢献してまいりたい。

（農林水産省水産庁）

水産庁では、平成29年に閣議決定した「第４次漁港漁場整備長期計画」において、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げを重点課題の１つに掲げ、水産基盤整

備事業により、水産生物の産卵・生息場となる藻場・干潟の造成を推進しているほか、水産多面的機能発揮対策事業による、漁業者等が行う藻場・干潟の保全等の活動への支援を行っているところである。引き続き他事業や他組織との連携を図りながら、自然再生の推進に向けて積極的に取り組んでまいりたい。

（国土交通省総合政策局）

国土交通省では、都市公園、緑地、河川、港湾など各分野において自然環境の保全、再生、創出を推進しているところ。今回の自然再生基本方針の見直しで、自然再生が気候変動対策や、「持続可能な開発目標」の達成等にも資するものであることが追記されており、生物の生育・生息の場の提供と併せて、様々な価値が得られることを再認識した。また、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラの取組を推進することの重要性に関する記載についても追加されており、この取組を積極的に進める必要があると考えている。こうした自然再生基本方針の見直しを踏まえ、引き続き自然再生に積極的に取り組んでまいりたい。

（国土交通省都市局）

都市局では、これまで都市公園の整備や緑地保全・緑化の取組を進めてきており、公園・緑地に対するニーズも多様化していることから、平成29年に都市緑地法等を改正し、官民が連携して、緑豊かな都市空間の形成を推進しているところ。また、緑の基本計画に関して、平成30年度に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定・公表したほか、グリーンインフラを推進する観点から、計画内にグリーンインフラの概念を体系的に組み込めるよう、国としても必要な措置を講じるとともに、引き続き自然再生の推進に取り組んでまいりたい。

（国土交通省水管理・国土保全局）

水管理・国土保全局では、河川改修や災害復旧にあたり多自然川づくりを進めており、国土及び河川環境の保全に努めてまいりたい。また、自然再生などの様々な取組や「河川水辺の国勢調査」などにより、河川環境の情報や知見を着実に蓄積しているところである。「河川を基軸とした生態系ネットワーク形成」として、河川だけでなく流域を面としてとらえ、流域の農地などにおける施策と連携しながら、自然再生に取り組んでいるところである。今回の自然再生基本方針の見直しを踏まえ、これまでの知見等を最大限活用し、引き続き各河川の特徴にあった自然再生に取り組んでまいりたい。

（国土交通省港湾局）

港湾局では、港湾整備事業で発生する浚渫土砂を有効に活用し、干潟や藻場の造成や、閉鎖性海域に存在する深掘り跡への埋め戻しを実施し、海域環境の改善に取り組んでいるところ。また、気候変動対策の取組としては、今年度、学識経験者、関係省庁等で構成する「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を立ち上げ、ブルーカーボン生態系を活用するための具体的な検討を開始したところ。引き続き、これらの取組を推進し、自然再生推進法の枠組に協力してまいりたい。

（文部科学省総合教育政策局）

文部科学省では、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育むため、地域や学校等における自然環境学習を推進しているところ。今後とも地域の自然再生協議会における構想策定への助言等を通じて、関係省庁と連携しながら自然再生の推進に取り組んでまいりたい。

（環境省自然環境局）

自然再生推進法制定から約17年が経過し、全国で26の協議会が設立されているが、最近設立のペースが鈍化している。現在、環境省が中心となって進めている「地域循環共生圏」の観点も踏まえ、多様な主体を巻き込みながら、自然再生の推進に取り組み、新規協議会の設立を働きかけてまいりたい。特に自然再生は様々な主体が集まり、各々の得意分野を発揮しながら進めていく必要があるので、今後とも関係省庁と連携して推進してまいりたい。

（以上）